

第3回 境港市議会（定例会）会議録（第4号）

議事日程

平成15年9月19日（金曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案第70号 議案第73号

陳情第27号 陳情第28号 陳情第29号 陳情第30号

陳情第13号 陳情第14号

（総務委員会委員長報告）

議案第72号 議案第74号 議案第75号

陳情第24号 陳情第25号 陳情第26号

陳情第3号 陳情第19号 陳情第21号 陳情第23号

（教育民生委員会委員長報告）

議案第71号 陳情第20号

（経済建設委員会委員長報告）

陳情第16号

（中海問題調査特別委員会委員長報告）

行財政改革問題調査について

（行財政改革問題調査特別委員会委員長報告）

第3 境港市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

第4 報告第13号 平成14年度境港市一般会計継続費精算報告書の報告について

議案第76号 平成14年度境港市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第77号 平成14年度境港市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第78号 平成14年度境港市駐車場費特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第79号 平成14年度境港市下水道事業費特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第80号 平成14年度境港市高齢者住宅整備資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第81号 平成14年度境港市老人保健費特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第82号 平成14年度境港市市場関係者詰所事業費特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第83号 平成14年度境港市深田川土地区画整理費特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第84号 平成14年度境港市境港新都市土地区画整理費特別会計歳入歳出決算の

認定について

議案第85号 平成14年度境港市介護保険費特別会計歳入歳出決算の認定について

平成14年度決算審査特別委員会の設置について

第5 議案第86号 平成15年度境港市一般会計補正予算（第6号）

本日の会議に付した事件

日程と同じ

出席議員（17名）

1番	下 西 淳 史 君	2番	石 長 靖 哉 君
3番	永 田 辰 巳 君	5番	定 岡 敏 行 君
6番	松 下 克 君	8番	長 谷 正 信 君
9番	荒 井 秀 行 君	10番	渡 辺 明 彦 君
11番	水 沢 健 一 君	12番	竹 内 祐 治 君
13番	南 條 可代子 君	14番	植 田 武 人 君
15番	黒 目 友 則 君	16番	岩 間 悅 子 君
17番	米 村 一 三 君	18番	岡 空 研 二 君
19番	森 岡 俊 夫 君		

欠席議員

なし

説明のため出席した者の職氏名

市 長	黒 見 哲 夫 君	助 役	竹 本 智 海 君
収 入 役	北 山 茂 君	監 査 委 員	門 永 康 一 郎 君
教 育 長	池 淵 一 郎 君	総 務 部 長	中 村 勝 治 君
市民生活部長	早 川 健 一 君	産 業 環 境 部 長	松 本 健 治 君
建 設 部 長	狩 野 宏 君	総 務 部 参 事	安 倍 和 海 君
市民生活部次長	景 山 憲 君	産 業 環 境 部 次 長	足 立 一 男 君
教 育 委 員 会 事 務 局 次 長	宮 辺 博 君	総 務 課 長	門 脇 俊 史 君
財 政 課 長	足 立 明 彦 君	地 域 振 興 課 長	佐 々 木 史 郎 君
秘 書 課 長	洋 谷 英 之 君	管 理 課 長	下 坂 鉄 雄 君
教 育 総 務 課 長	渡 辺 憲 二 君	生 涯 学 習 課 長	里 和 則 君
監 査 委 員 会 事 務 局 長	井 田 幹 夫 君		

事務局出席職員職氏名

局長 武良幹夫君
調査庶務係長 阿部英治君

議事係長 戸塚扶美子君
議事係主幹 片寄幸江君

開議（10時00分）

議長（下西淳史君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（下西淳史君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

署名議員に、定岡敏行議員、植田武人議員を指名いたします。

日程第2 議案第70号～議案第75号・陳情第24号～陳情第30号

陳情第3号・陳情第13号・陳情第14号・陳情第16号

陳情第19号～陳情第21号・陳情第23号

行政改革問題調査について

（各委員会委員長報告）

議長（下西淳史君） 日程第2、議案第70号から議案第75号及び陳情第24号から陳情第30号、閉会中の継続審査になっております陳情第3号、陳情第13号、陳情第14号、陳情第16号、陳情第19号、陳情第20号、陳情第21号、陳情第23号、行政改革問題調査についてを一括上程し、各委員会委員長の報告を求めます。

まず、総務委員会委員長、水沢健一議員。

総務委員会委員長（水沢健一君） 総務委員会委員長報告を行います。

今期定例市議会において、総務委員会に付託になりました議案2件、陳情4件、閉会中の継続審査となっています陳情2件について、審査の結果を申し上げます。審査に当たっては、竹本助役を初め担当部課長、関係職員多数の出席のもと、慎重に審査をしたところであります。

初めに、議案第70号、平成15年度境港市一般会計補正予算（第5号）について申し上げます。本補正予算における歳出の主なものは、総合行政ネットワーク整備事業費589万円余、市税等過誤納金還付金1,000万円、放課後児童クラブ運営事業費342万円余、合併処理浄化槽設置整備事業費630万円余、新規参入者就農支援事業費102万円余、境水道渡船維持事業費143万円余をそれぞれ増額、また下水道事業費特別会計への繰出金729万円余を減額。歳入についても、分担金及び負担金42万円、国庫支出金210万円余、県支出金414万円、寄附金20万円、繰入金231万円、繰越金 2,973万円余の増額。

歳入歳出それぞれ 3,890万9,000円を増額し、予算総額を134億4,088万9,000円とするものであります。当補正予算は、妥当なものと認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第73号は、境港市非常勤の職員の設置に関する条例制定についてであります。非常勤の職員の報酬等について定めるものであり、現場の声、公民館職員や国際交流員に係る問題点等の質疑応答の後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。ただし、2名の委員より反対の意見がありましたことを付言いたします。

次に、陳情第27号は、反核平和の火リレー鳥取県実行委員会実行委員長、細砂直氏から提出の武力攻撃事態対処関連三法に関わって、自治体の意向尊重等の意見書提出についての陳情であります。国民保護法制等の法整備に対し、全国市長会でも要望している中、地方公共団体はどうするのかなど、推移を見守るとし、賛成多数で閉会中の継続審査すべきものと決しました。ただし、1名の委員より採択すべきとの意思表示がありましたことを付言いたします。

次に、陳情第28号は、国鉄労働組合米子地方本部執行委員長、小村宗一氏から提出のJR採用問題の早期全面解決を国に求める陳情であります。同様の陳情は、過去にも2度提出されており、いずれも不採択となっていますが、国の推移を見守るとの意見もあり、賛成多数で閉会中の継続審査すべきものと決しました。ただし、1名の委員より不採択すべき、また1名の委員より採択すべきとの意思表示がありましたことを付言いたします。

次に、陳情第29号は、鳥取市の佐竹なお氏から提出の性同一性障害者に対する人権保護施策についての陳情であります。人権担当職員との質疑応答や、全国各自治体における取り組み等の資料をもとに、陳情項目1、2を分けて審議をしました。陳情項目1については、全員異議なく採択すべきものと決しました。陳情項目2については、賛成多数で閉会中の継続審査すべきものと決しました。ただし、2名の委員より採択すべきとの意思表示がありましたことを付言いたします。

次に、陳情第30号は、治安維持法国賠同盟鳥取県本部会長、伊藤昭二氏から提出の治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を支持し、政府に対し意見書の提出を求める陳情であります。若干の意見交換の後、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。ただし、2名の委員より不採択すべきとの意思表示がありましたことを付言いたします。

次に、閉会中の継続審査となっています陳情2件について申し上げます。陳情第13号は、境港市職員労働組合執行委員長、中島ちから氏ほか1団体から提出の民主的な公務員制度改革を求める陳情であります。若干の意見交換の後、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。ただし、2名の委員より閉会中の継続審査すべきとの意思表示がありましたことを付言いたします。

次に、陳情第14号は、鳥取県労働組合総連合議長、村口徳康氏ほか2団体から提出の清潔で公正・公平な国民奉仕を貫く公務員制度の確立を求める陳情であり、天下り禁止に

ついて若干の意見交換の後、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。ただし、2名の委員より閉会中の継続審査とすべきとの意思表示がありましたことを付言いたします。

以上で総務委員会委員長報告を終わります。

議長（下西淳史君） 次に、教育民生委員会委員長、岩間悦子議員。

教育民生委員会委員長（岩間悦子君） 教育民生委員長報告を行います。

今期定例市議会におきまして、教育民生委員会に付託されました議案3件、陳情3件、閉会中の継続審査となつてありました陳情4件につきまして、助役を初め各部課長、関係職員出席のもとに審査を行いました。審査結果を申し上げます。

初めに、議案第72号は、平成15年度境港市介護保険費特別会計補正予算（第2号）であります。平成14年度に概算払いを受けていた介護給付費等の精算に伴う返還金518万2,000円を増額し、予算総額を21億3,600万1,000円とするものであります。全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号は、境港市特別医療費助成条例の一部を改正する条例制定についてであります。特別医療費助成事業は、鳥取県と市町村が協調して行う事業であり、鳥取県では既に条例改正がなされたところであります。介護保険制度下のサービスに係る特別医療費助成を廃止し、介護保険法による医療費について本人負担を必要とする改正であります。この改正は、平成16年4月1日から施行するものであります。全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号は、境港市児童クラブ条例の一部を改正する条例制定についてであります。児童クラブについて新しく中浜児童クラブ、上道児童クラブを設置するものであります。この改正は、平成15年10月1日から施行するものであります。全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、陳情についてであります。陳情第24号は、鳥取の保育を考える会の会長、石井由加利氏からの提出で、保育所運営費の一般財源化に関する意見書提出の陳情であります。現状では難しく、国においても審議中であり、行方を見る必要があるとして、採決の結果、賛成多数で閉会中の継続審査と決しました。ただし、1名の委員から願意は理解できるとし、趣旨採択すべきであるとの意思表示がありましたことを付言いたします。

次に、陳情第25号は、陳情第24号と同じ陳情者からの提出で、幼稚園・保育所の一元化、保育所調理室の必置規制撤廃論議に関する意見書提出の陳情であります。幼保一元化の問題は、まだ国レベルで決定していない。審議の行方を見守るという意見が多数で、採決の結果、全員異議なく閉会中の継続審査と決しました。

次に、陳情第26号は、鳥取県社会保障推進協議会会長、藤田安一氏からの提出で、鳥取県特別医療費助成条例の改正に伴う食事療養費助成の廃止等についての陳情であります。限りある財源をかんがみる必要もあるとして、採決の結果、全員異議なく不採択と決しました。

次に、閉会中の継続審査となっておりました陳情4件について審査いたしました。陳情第3号の陳情は、「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」国民大運動鳥取県実行委員会委員長の村口徳康氏ほか1団体から提出の支援費制度の改善のため国への意見書採択を求める陳情であります。現在取り組んでいる制度で、まだ数ヶ月しかたっていない。実施状況を見てから判断すべきであるとし、採決の結果、賛成多数で閉会中の継続審査と決しました。ただし、1名の委員より趣旨採択すべきとの意思表示がありましたことを付言いたします。

次に、陳情第19号は、鳥取県教職員組合執行委員長、秋久正行氏ほか1団体からの提出で、教育基本法の見直しに反対する意見書提出を求める陳情と陳情第23号は、鳥取県ゆきとどいた教育を進める会の会長、増田修治氏からの提出で、教育基本法の改定ではなく、その理念の実現を求める意見書採択に関する陳情であります。この第19号、第23号の陳情は、ほぼ同様の趣旨の内容であるという点から、今回も一括審査をいたしました。まだ国会でいろいろな角度から審議中であるとして、採決の結果、全員異議なく閉会中の継続審査と決しました。

次に、陳情第21号は、境港ペーロン協会会長、川端広海氏からの提出で、ペーロン艇購入の陳情であります。ペーロン艇購入等の費用の助成は、日本財団へ事業計画を提出し、認められれば、本年10月中に助成金申請手続が行われることになっているとの報告がありました。艇庫は移転先の用途転用の事務手続がおくれていて、完成が平成16年度の中ごろになる見込みであるということであり、採決の結果、賛成多数で閉会中の継続審査と決しました。ただし、1名の委員より趣旨採択すべきとの意思表示がありましたことを付言いたします。

今回の教育民生委員会におきまして、市民生活部より境港市立つばさ保育園の園舎及び備品等の無償譲渡の方針についてと、住民基本台帳ネットワークシステムの概要について、また教育委員会より平成14年度基礎学力検査の結果についての概要の報告がありましたことを付言し、教育民生委員長報告を終わります。

議長（下西淳史君） 次に、経済建設委員会委員長、渡辺明彦議員。

経済建設委員会委員長（渡辺明彦君） おはようございます。経済建設委員長報告を行います。

今期定例会において付託されました議案1件、陳情1件について、審査の結果を申し上げます。審査に当たりましては、竹本助役を初め担当部課長、関係職員多数出席のもと、慎重に審査をしたところであります。

初めに、議案第71号は、平成15年度境港市下水道事業費特別会計補正予算（第2号）であります。この補正予算は、歳出については、株式会社プラントの竹内団地進出に伴い、汚水管渠整備費1,200万円を計上するとともに、下水道センターの修繕料など施設管理費に750万円を増額するものであります。歳入においては、特別使用者負担金2,679万4,000円を増額する一方、一般会計繰入金を729万4,000円減

額するものであります。

以上によって、歳入歳出それぞれ 1,950 万円を増額し、予算総額を 22 億 3,206 万 3,000 円とするもので、この補正予算は妥当なものと認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、閉会中の継続審査となっておりました陳情第 20 号について申し上げます。これは、鳥取県労働組合総連合議長、村口徳康氏ほか 2 団体より提出された労働法制の改正に関する陳情であります。本陳情は、前期定例会において国会で審議中であり、その推移を見守るとの観点から、閉会中の継続審査と決したところであります。政府提出の労働基準法の一部を改正する法律案は、与野党協議の上、一部修正され、さきの国会において可決成立いたしました。当委員会といましましては、この改正法を了として、全員異議なく本陳情は不採択と決しました。

以上で経済建設委員長報告を終わります。

議長（下西淳史君） 次に、中海問題調査特別委員会委員長、植田武人議員。

中海問題調査特別委員会委員長（植田武人君） 中海問題調査特別委員会委員長報告を行います。

6 月議会から閉会中の継続審査となっている陳情 1 件について審査の結果を申し上げます。審査に当たりましては、竹本助役を初め関係職員出席のもと、慎重なる審議をいたしました。この陳情第 16 号は、美しい中海を守る住民会議代表幹事の岩田武彦氏より提出されたものであります。中海の環境修復について、環境修復策の効果予測と馬渡堤防の開削を条件等のシミュレーションの実施の働きかけを中海湖岸を自然に近いなぎさに再生等々、自然再生推進法の適用の働きかけであります。この陳情に関して、9 月 2 日、財団法人宍道湖・中海汽水湖研究所理事、竹下幹夫氏を講師に、中海の環境修復に係るシミュレーションについて研究いたしました。この研修を踏まえて、中浦水門の撤去が決定したこと、シミュレーションを先に実施すれば他のことが遅くなる等々、意見交換の末に、全員異議なく不採択と決しました。

なお、今後も中海浄化に堤防開削には各方面に働きかけることも意見の一一致を見たところであります。また、中海に関する協議会第 4 回会議の説明、報告を執行部より受けました。本委員会は、今後とも中海問題に関する調査研究並びに懸案事項に対応することと決しました。

以上で報告を終わります。

議長（下西淳史君） 次に、行財政改革問題調査特別委員会委員長、米村一三議員。

行財政改革問題調査特別委員会委員長（米村一三君） 行財政改革問題調査特別委員会委員長報告を行います。

去る 9 月 8 日の本委員会において、委員長及び副委員長の互選を行い、委員長に私、米村一三が、副委員長に水沢健一議員が選任されました。

続いて、9 月 17 日に本委員会を開催し、竹本助役を初め関係部課長及び担当者の出席

のもと、安倍行財政改革推進室長より本市における行財政改革の取り組みについて、行財政改革推進室設置の経緯、役割、組織分担、今後の方向性等の説明を受けたところであります。その後、本委員会の取り組み姿勢、考え方について、全委員よりそれぞれの意見を述べていただきました。意見としては、行財政改革は単なる節減や切り捨てであってはならない。市民主体の構造改革であるべきだ。市民参加のまちづくりにつなげるべきだ。効果的な金の使い方を考えるべき。明るい希望の見える施策を講ずべき。等々、活発な意見交換がなされたことを報告いたします。また、的確な判断をするため、行財政改革推進に必要な基礎データを調査することを決定し、執行部にもデータ提供の協力を要請したところ、快く了解をいただきました。

今後の本委員会の開催につきましては、月1回の開催を原則とし、必要に応じてその他にも適宜開催することといたしました。次回の本委員会において、各委員より検討すべき課題等について意見を述べることとなったのをあわせて報告いたします。なお、本委員会は、調査研究が終了するまで引き続き閉会中の継続審査とすることと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（下西淳史君） 以上で委員長報告を終わります。

討論に入ります。

通告により、松下克議員。

6番（松下 克君） さきの総務委員会委員長報告、議案第70号、平成15年度境港市一般会計補正予算（第5号）について、反対の立場で討論を行います。

総務費予算のうち、財産管理費委託料について申し上げます。これは、第一中学校に隣接する旧漁民アパート跡地3,100平方メートルを売却するための測量委託料ほか所要の経費を計上したものであります。今期、この遊休地を財政改革の一環として処分することでありますが、私は学校施設用地として当分の間留保すべきであると考えます。当校の用地及び施設は至って狭隘で、その拡充整備が望まれております。特に、グラウンドについてはその形状等がクラブ活動の有効な活用に妨げとなっております。また、学校正面、正門周辺においては、学校としてのあるべき風格が極めて希薄であります。

一方で、本市は、行財政改革が喫緊の最重要課題でもあります。学校教育も例外ではありません。少子化の進展など、社会構造が変化する中で、中学校施設の老朽化への対応、並びに生徒数適正規模の維持など、将来の学校教育を見据えた教育環境の再構築もあわせて必要であります。全市1校がいいのか、あるいは2校がいいのか。そして、その立地はどこなのか。まずは、学校教育施設の体制について早急に議論を開始すべきであります。

以上、総務委員会委員長報告について申し上げました。

議長（下西淳史君） 次に、定岡敏行議員。

5番（定岡敏行君） ただいま行われました委員長報告に対し、幾つかの討論を行います。

総務委員長報告のうち、議案第73号は、行革の一環として常勤嘱託職員を一たん解雇し、新しく非常勤職員とするための条例制定です。これらの方々はこれまで、公民館の職

員も同様ですが、例えば保育園、給食現場など、子供の発育にとっていずれも大切な現場で、身分保障の違いを実感しながらも、正職員と同じ役割、同じ責任を自覚し、同じように働いてこられた職員の皆さんです。この雇用期間を1年更新とする身分の不安定化、給与と勤務時間の切り下げと短縮で、実質25%ものカットと昇給ストップという冷たい措置です。現場の声は管理職から聞いたと言われるが、本人たちの意向、話し合いもないまま行われることなど、全く承服できません。この方たちは、公務員でもない、民間の企業での雇用でもないため、地方公務員法でもパート労働法でも保護されない、法律の谷間にあら一番立場の弱い方たちです。単独のための総人件費の抑制、法律に触れていたからなど、いろいろ言われるけれども、実際の結果が示すのは、犠牲を一番弱いところにしわ寄せしているだけではありませんか。さまざまな集まりで語られたこの当事者の方々の痛切な訴えをどうお聞きになったのでしょうか。大事な職場でこれからも頑張っていただかなければならぬ方たちに不信感ばかり募らせてしまうことにもなりかねません。こんな形で進む行革とは一体だれのためのものなのか。何のためのものかと思わざるを得ません。

いま一度もとに戻して、嘱託職員の皆さんの方を気持ちを酌み尽くす方向で事が進むようにしていただきたいと願い、この条例制定議案を可決すべきとの報告に反対し、否決すべきものとして主張いたします。

教育民生委員長報告のうち、議案第74号は、介護保険のもとでこれまで無料にされてきた障害者や乳幼児への特別医療をやめようとするもので、陳情第26号は、老人医療の入院時の食事代をことし10月から有料化した措置も含め、これらに反対する陳情です。理由は6月議会での討論と重なりますので述べませんが、議案第74号、可決すべきとの報告に対し、原案否決を主張いたします。陳情第26号は不採択に反対をし、採択を主張いたします。

経済建設委員長報告のうち、労働法制の改正に関する陳情第20号についてですが、実質審議すべきときに様子を見ようということで継続にしたまま、その後実質的な審議もないまま、法が通ったからといって不採択というのでは、議会としておよそ何をしたのかということになります。不採択との報告に反対をし、採択を主張し、採択でこたえるべきだと思います。

中海特別委員長報告のうち、陳情第16号、中海の環境修復についてですが、これは中海の淡水化事業が完全中止になったというもとで、中浦水門を科学的に管理、操作することで、浅場だった昔の自然環境に近い状態を再現でき、水質を改善できるのではないかという中海汽水湖研究所のシミュレーション結果を示し、撤去の前に一層の検証を求める陳情です。

先日も米子市議会と一緒に勉強したわけですが、境水道に及ぶまで水質改善の可能性が見えています。昔は歩いて渡れた、そこが水門のために深く掘られていて、堤防も含めすっかり水の流れを変えたことが環境悪化の原因です。水門の完全撤去というなら、掘り下げたところを完全に埋め戻すことなしに、この自然は回復できません。それこそまた膨大

な費用がかかる仕事です。埋め戻しの方針もない、農水省は堤防開削にも否定的、こういう状況の中で可能性にも目をつぶり、水門撤去ではそれこそ自然へのエチケットも何もないものです。漁業の宝庫と言われた中海の自然を取り戻せば、漁業資源回復の可能性は何十億円と言われています。再び過ちを繰り返してはなりません。この中海の環境再生へのアプローチは、一つ一つ科学的な検証を大事にして積み重ねていく丁寧なものでなければなりません。せっかくある施設、中浦水門を科学的に管理、操作すれば、浅場の再現に変わるべき可能性があるというなら、研究所が謙虚に言ってるとおり、公の機関が十分に科学的検証を行うことの意義は十分にあるのではないでしょうか。

陳情第16号、中海の環境修復についてを不採択との報告に反対し、採択を主張します。討論を終わります。

議長（下西淳史君） 次に、長谷正信議員。

8番（長谷正信君） 私は、ただいま報告のありました総務委員長報告のうち、議案第73号について、反対の立場から討論を行いたいと思います。

この議案は、嘱託職員（非常勤）制度及び臨時的任用職員取扱規程の改正に伴うもので、内容と方向性についてはおおむね妥当と賛同するものでありますが、提案の仕方が唐突であり、関係者との協議が不十分との指摘もあり、事は人事に関する重大な問題であり、もう少し前に関係資料を配付し、議会での十分な議論がなされるように配慮すべきではなかったかと考えるものであります。

まず中身としては、職務内容について、常勤職員を配置するほどの業務量がないと断ずるには、公民館が果たしている地域での活動を否定するものであり、黙認することはできないのであります。その業務内容は、地域でのまちづくりの拠点としての活動であり、継続的なもので、臨時職員が交代をして円滑に継続できる単純な内容ではないのであります。このことは、地域住民に多大な負担を強要し、ひいては地域文化の衰退につながるものであります。また、勤務時間が8時30分から5時15分までとなっており、週30時間に変更になっているので、この時間も9時から4時までに変更しなければ、人間性を無視して機械的に勤務割りをしなければならず、血の通った制度とは言えないのであります。

さらに、退職時等は、任命権者の都合ではなく、用務及び内容の都合により臨時職員を置く必要がなくなった場合とすべきではないかと思うのであります。給食職員は、今まで夏休みも手当があったものが、来年に限り支給されると決まったとも聞いております。これも騒がれたからそうするのでは、まさしく人権を無視したものと言わざるを得ないのであります。

この問題は、昨年からの行政側の思い上がりからの不手際であるとの指摘が最後まで影響してしまっても過言ではありません。関係者に伺っても、何度も説明は受けたが、同意はしていないし、その折に議会にかけて、そこで関係者の意見が反映するだろうというようなお話をあったので、そうでしょうかと承ったと言っているのであります。公民館長は、週10時間出勤すればよいということだそうですが、現実には30時間以上も出て、

非常勤職員や常勤職員の出張等、その他のことについて補完的に出勤してるともいうのであります。たまたまこの会議には主事以下のことで意見を申し述べたので、自分たちのことは言ってないと、少なくともそういうことは議会の方とか行政の側が考へてくれると思っておりましたと。せめて米子市並みに待遇していただけないかなあと言っているのであります。事ほどさように、言わなければしないというようなことでは、私は本当の意味でこの方々の気持ちに沿っていないと思うのであります。

ここで付言して申しますと、私が7ヶ月にわたって住民投票運動を支援してまいりましたが、1万2,000近くの中、3,200という数を集め、毎晩10時過ぎまで生年月日あるいは男女、その他不正確な記載について、皆さんと手分けして各家に訪問してまた書いてもらったり、そういうことみんなでした、こういう決断をした背景には、教育委員会の宮辺君には言いましたが、児童クラブの職員の時間給を10円まで切って、おまえたち何を考えとるかと言ったところ、彼は上から下まで公平にみんな低いようにしましたと言いますもんですから、それはそれとして、例えば税金を取るにおいても、低所得者という人が取ってない。そういうことで……。

議長（下西淳史君） 長谷議員、時間が7分になりました。

8番（長谷正信君） 10分程度だったが。

議長（下西淳史君） 5分。

8番（長谷正信君） おおむねな。そういうようなことで、最後に申し上げますが、本当に職員を思うなら、非常勤、非常勤じゃなしにかかわらず、もっと思ってこういうことをしていただきたい、そういう意味で反対表明をいたすものであります。終わります。

議長（下西淳史君） 討論を終わり、採決をいたします。

まず、議案について採決いたします。

議案第70号、平成15年度境港市一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、議案第70号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第73号、境港市非常勤の職員の設置に関する条例制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、議案第73号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第74号、境港市特別医療費助成条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、議案第74号は、原案のとおり可決

いたしました。

次に、ただいま可決いたしました議案を除く各議案は、それぞれ原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 御異議なしと認めます。よって、議案第71号、平成15年度境港市下水道事業費特別会計補正予算（第2号）、議案第72号、平成15年度境港市介護保険費特別会計補正予算（第2号）、議案第75号、境港市児童クラブ条例の一部を改正する条例制定については、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

次に、陳情について採決いたします。

陳情第24号、保育所運営費の一般財源化に関する意見書提出の陳情は、委員会において閉会中の継続審査であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第24号は、閉会中の継続審査と決しました。

次に、陳情第26号、鳥取県特別医療費助成条例の改正に伴う食事療養費助成の廃止等についての陳情は、委員会においては不採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第26号は、不採択と決しました。

次に、陳情第27号、武力攻撃事態対処関連三法に関わって、自治体の意向尊重等の意見書提出についての陳情は、委員会においては閉会中の継続審査であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第27号は、閉会中の継続審査と決しました。

次に、陳情第28号、JR採用問題の早期全面解決を国に求める陳情は、委員会においては閉会中の継続審査であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立少数であります。

次に、採択についてお諮りいたします。陳情第28号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立少数であります。よって、いずれも起立少数でありますので、陳情第28号は、不採択と決しました。

次に、陳情第29号、性同一性障害者に対する人権保護施策についての陳情の第2項、

国へ意見書を提出することは、委員会においては閉会中の継続審査であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第29号第2項は、閉会中の継続審査と決しました。

次に、陳情第30号、治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を支持し、政府に対し意見書の提出を求める陳情は、委員会においては採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立少数であります。よって、陳情第30号は、不採択と決しました。

次に、閉会中の継続審査になっておりました陳情第3号、支援費制度の改善のため国への意見書採択を求める陳情は、委員会においては閉会中の継続審査であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第3号は、閉会中の継続審査と決しました。

次に、閉会中の継続審査になっておりました陳情第13号、民主的な公務員制度改革を求める陳情は、委員会においては採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立少数であります。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

陳情第13号について、閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第13号は、閉会中の継続審査と決しました。

次に、閉会中の継続審査になっておりました陳情第14号、清潔で公正・公平な国民奉仕を貫く公務員制度の確立を求める陳情は、委員会においては採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立少数であります。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

陳情第14号について、閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第14号は、閉会中の継続審査と決しました。

次に、閉会中の継続審査になっておりました陳情第16号、中海の環境修復についての陳情は、委員会においては不採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第16号は、不採択と決しました。

次に、閉会中の継続審査になっておりました陳情第20号、労働法制の改正に関する陳情は、委員会においては不採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第20号は、不採択と決しました。

次に、閉会中の継続審査になっておりました陳情第21号、ペーロン艇購入の陳情は、委員会においては閉会中の継続審査であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第21号は、閉会中の継続審査と決しました。

次に、ただいま可決いたしました陳情を除く陳情は、それぞれ委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 御異議なしと認めます。よって、陳情第25号、幼稚園・保育所の一元化、保育所調理室の必置規制撤廃論議に関する意見提出の陳情は、閉会中の継続審査、陳情第29号、性同一性障害者に対する人権保護施策についての陳情の第1項、不必要的性別記載を極力削除することは採択、閉会中の継続審査になっておりました陳情第19号、教育基本法の見直しに反対する意見書提出を求める陳情は、閉会中の継続審査、閉会中の継続審査になっておりました陳情第23号、教育基本法の改定ではなく、その理念の実現を求める意見書採択に関する陳情は、閉会中の継続審査と決しました。

次に、行財政改革問題調査特別委員会委員長の報告についてお諮りいたします。

ただいまの委員長報告は、調査研究が終了するまで閉会中の継続審査であります。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 御異議なしと認めます。よって、行財政改革問題調査特別委員会の案件については、調査研究が終了するまで閉会中の継続審査といたします。

日程第3 境港市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

議長（下西淳史君） 日程第3、境港市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを上程いたします。

境港市選挙管理委員会委員及び補充員は、来る9月27日をもって任期満了となるため、

地方自治法第182条の規定により、選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選といたします。

お諮りいたします。推薦の方法は、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 御異議なしと認め、お手元の候補者名簿のとおり指名いたします。

ただいま指名いたしました方々を境港市選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 御異議なしと認めます。よって、境港市選挙管理委員会委員に松ヶ枝町67番地、遠藤肇さん、渡町2654番地の1、築谷和夫さん、誠道町283番地、大古戸宏さん、小篠津町940番地の2、西村裕子さん。補充員の順位1に上道町516番地、三代智さん、順位2に高松町169番地の2、阿部鉄夫さん、順位3に外江町1584番地、枚田純子さん、順位4に本町36番地、八木橋隆子さん。

以上の方々が境港市選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と決しました。

日程第4 報告第13号・議案第76号～議案第85号

平成14年度決算審査特別委員会の設置について

議長（下西淳史君） 日程第4、報告第13号、平成14年度境港市一般会計継続費精算報告書の報告についてから、平成14年度決算審査特別委員会の設置についてまでを一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました議案について、市長の提案理由の説明を求めます。

黒見市長。

市長（黒見哲夫君） 報告第13号の報告並びに議案第76号から議案第85号までの提案理由につきまして一括して申し上げます。

報告第13号は、平成13年度から14年度までの2カ年にわたりまして、継続費を設定し、実施してまいりました清掃センター改造事業につきまして、法の定めるところにより精算報告をいたすものでございます。何とぞよろしく御了承を賜りますようお願い申し上げます。

議案第76号から議案第85号までは、平成14年度決算認定についてでございます。平成14年度は、長引く景気の低迷や基幹産業である水産業の不振による市税の落ち込み等、本市におきましては一段と厳しい財政運営となつたところであります。このような状況のもと、引き続き行政改革大綱に基づいた経費節減を図る中で、市民生活の安定と市民

福祉の向上のため、諸施策の実施に取り組んでまいりましたところであります。

まず、一般会計の主なものについて申し上げます。歳入におきましては、繰越金が前年度対比 75.5%、市債が 0.6% それぞれ増となつた一方、市税が 2.2%、利子割交付金が 73.2%、地方交付税が 5.3% それぞれ減となつております。歳出におきましては、清掃センター改造事業、水木しげる記念館建設事業などの投資事業、未満児保育、延長保育や高齢者ふれあいの家事業などの少子高齢化社会に対応したソフト事業を計画どおり執行いたしましたところであります。

その結果、歳入総額 176 億 2,126 万円余、歳出総額 174 億 4,890 万円余となり、1 億 7,236 万円余の黒字となりましたが、翌年度の財源として 1,817 万円余を繰り越すことにより、実質収支で 1 億 5,418 万円余の黒字決算となつたところであります。

次に、特別会計について申し上げます。国民健康保険費では、歳入においては、繰越金が前年度対比 18% の増、療養給付費交付金が 9.7% の減。歳出におきましては、保険給付費が 2.8%、諸支出金が 3.3% それぞれ減となつてあり、その結果、2 億 6,143 万円の黒字決算となつたところであります。

下水道事業費では、22.3 ヘクタールの面整備を行い、総額 22 億 1,608 万円余の執行をいたしたところでございます。これにより、平成 14 年度末現在で、542.8 ヘクタールの区域の整備を完了し、おおむね順調な事業の進捗を見ているところであります。下水道の普及率は 35% となっております。

境港新都市土地区画整理費では、宅地造成、道路築造工事、物件移転補償などを行い、総額 9 億 4,162 万円余の執行をいたしたところでございます。

このほか、駐車場費、高齢者住宅整備資金貸付事業費、老人保健費、市場関係者詰所事業費、深田川土地区画整理費、介護保険費の各会計につきましては、計画どおりの予算執行を行つたところでございます。

以上、平成 14 年度決算の概要を申し上げましたが、何とぞよろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

議長（下西淳史君） お諮りいたします。ただいま上程いたしました決算に関する議案審査のため、平成 14 年度決算審査特別委員会を設置いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 御異議なしと認めます。ただいま設置いたしました平成 14 年度決算審査特別委員会の委員は、8 名で構成し、委員は議長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 御異議なしと認めます。よつて、竹内祐治議員、石長靖哉議員、渡辺明彦議員、米村一三議員、黒目友則議員、森岡俊夫議員、永田辰巳議員、定岡敏行議員

を指名いたします。

お詰りいたします。ただいま設置いたしました平成14年度決算審査特別委員会に議案第76号、平成14年度境港市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第85号、平成14年度境港市介護保険費特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの決算議案を付託し、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 御異議なしと認め、議案第76号から議案第85号までは、平成14年度決算審査特別委員会に付託し、閉会中の継続審査と決しました。

日程第5 議案第86号

議長（下西淳史君） 日程第5、議案第86号、平成15年度境港市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

黒見市長。

市長（黒見哲夫君） 議案第86号は、平成15年度一般会計補正予算でございます。

歳出につきましては、このたびの台風14号の通過に伴う高潮災害対策として、排水作業委託料99万5,000円を増額いたしております。歳入につきましては、繰越金99万5,000円を増額いたしております。以上によりまして、予算総額を134億4,188万4,000円といたすものでございます。

何とぞよろしく御審議の上、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（下西淳史君） 質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 質疑を終わります。

討論がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 討論を終わり、採決いたします。

議案第86号、平成15年度境港市一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 御異議なしと認めます。よって、議案第86号は、原案のとおり決しました。

閉 会（11時02分）

議長（下西淳史君） 以上をもちまして、今期定例市議会に付議された議案並びに陳情の審議を終了いたしました。

これをもって第3回境港市議会定例会を閉会いたします。御苦労さんでございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

境港市議会議長

境港市議会議員

境港市議会議員